

離島振興（定住条件整備）



提言する制度名 離島住民等交通コスト負担軽減制度

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	—	—

制度概要

1. 航路・航空路の運賃の低減化による住民負担の軽減及び地方路線を将来にわたって維持するため、国の財政支援（沖縄離島住民等交通コスト負担軽減交付金（仮称））を創設する。【新規】

【沖縄らしいSDGsの優先課題：P1-①、P4-⑨、P5-⑩】

現状・課題

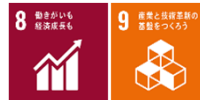
- 沖縄県内の離島を結ぶ交通機関は、船または飛行機に頼らざるを得ず、陸上交通と比較して割高な運賃は、人的移動の大きな障害となっている。
- 現在は沖縄振興特別推進交付金を活用し、割高な船賃及び航空賃を低減する事業を実施し、離島住民等の交通コストの負担を軽減している。また、中核病院や高校がない小規模離島については、観光客等の交流人口の航空運賃を約3割低減している。
- 令和元年度に経済波及効果調査を行ったところ、1.9倍の費用対効果があることが算出されており、引き続き航路・航空路の運賃の低減に取り組む必要があるが、当該事業を安定的かつ継続的に実施することが課題である。

必要性

- 離島住民が住み慣れた島で安心して暮らし続けることが出来るよう、航路および航空路の運賃の低減を安定的かつ継続的に実施するため、恒久的な制度創設が必要である。

担当部課 企画部 交通政策課

離島振興（定住条件整備）



提言する制度名 離島の旅館業に係る特例措置の拡充

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
—	—	—	○	—

制度概要

- 適用期限を10年間延長する。【拡充】
- 法人税の特別償却に係る取得価額の適用条件を1,000万超から500万超に緩和する。【拡充】
- 宿泊供給量の増を伴う既存施設の改修を対象施設要件に追加する。【拡充】

特別償却：離島地域内で旅館業等の用に供する設備の新設又は増設に係る建物・建物附属設備の取得（国税）価格が1,000万円超の場合、普通償却に加え、取得価格の8%を乗じた額を償却できる。



拡充

特別償却：離島地域内で旅館業等の用に供する設備の新設又は増設に係る建物・建物附属設備の取得（国税）価格が500万円超の場合、又は宿泊供給量の増を伴う既存施設の改修費が500万円超の場合、普通償却に加え、取得価格の8%を乗じた額を償却できる。

【沖縄らしいSDGsの優先課題：P2-④】

現状・課題

- 県内離島においては、若年者層の島外流出や高齢化の進行等により地域活力低下が懸念されるなど多くの課題を抱えている。

～ 国内客の離島訪問率 ～

- 本措置の活用等により、宮古圏域及び八重山圏域等における入域観光客数は、増加傾向にあるが、小規模離島は低調である。

圏域等	平成23年度	平成30年度	上昇・下降
宮古圏域	6.0%	10.2%	↑
八重山圏域	14.4%	15.9%	↑
小規模離島	5.3%	4.8%	↓

必要性

- 離島地域の自立的発展の先導的役割を担う観光リゾート産業を振興し、就労の場を創出することにより、離島地域の活性化を図る必要がある。
- 具体的には、宿泊施設の立地促進を図るため、本制度を延長するとともに、比較的小規模な旅館等にも適用できるよう適用要件の緩和等を行う必要がある。

担当部課 企画部 地域・離島課

提言する制度名 離島の消防防災体制の強化

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	—	—

制度概要

- 離島の消防非常備町村の消防防災体制強化のため、(1)及び(2)に係る国の財政支援を創設する。【新規】
 - 消防非常備町村が消防に関する業務を委託した際の経費についての支援。
 - 大規模災害時等に離島の被災町村へ応援を行った市町村が要した経費に対する支援。

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P2-⑥】

現状・課題

- 本県の離島地域は、広大な海域に散在しており、人口規模が小さいなどの条件不利性を抱えており、また、財政力も弱いなど消防体制を整備する上での課題を抱えている。
- また、12離島町村においては、消防本部が設置されておらず、役場職員や民間職員等が消防団員を兼ねており、消防の専門的な知識や高度な技術が不足している現状がある。
- さらに、離島地域で大規模災害が発生した際には、県内外の消防機関等の応援が必要となるが、海を隔て遠隔に位置することから、迅速な応援が期待できず、かつ孤立した状態となることが見込まれる。

消防本部が設置されていない市町村の状況

沖縄県	全国	(参考) 全国市町村数
12町村	29町村	1,724市町村

※平成31年4月時点

必要性

- 離島地域での安全・安心な生活の確保、定住条件の整備に向けて、消防非常備町村の消防防災体制を強化する必要がある。
- しかしながら、本県の離島の町村は各種の条件不利性を抱え、行政サービスが高コスト構造となっており、単独で消防本部を設置するには財政的に厳しいなど課題が多くあることから、国による特別な支援が必要である。

担当部課 知事公室 防災危機管理課

提言する制度名 小規模離島地域の情報通信基盤の強靱化推進制度

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	—	—

制度概要

1. 小規模離島地域における情報通信基盤の地下埋設による強靱化に向けた整備費用等に係る国の財政支援を創設する。【新規】

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P2-⑥】

現状・課題

- 政府は社会全体のデジタル強靱化を強力に推進することとしており、本県においても県民が安全で安心して暮らせ、豊かさを実感できる望むべき社会の実現に向けて、小規模離島においても取り残されることがないように、情報通信基盤の強靱化を図る必要がある。
- 亜熱帯地域である本県は、台風襲来等により、電柱に共架している光ファイバ等が断線し、携帯・固定電話、インターネット等に通信障害が発生するなど、住民生活や事業活動に多大な影響を及ぼしている。
- 中でも、小規模離島地域においては、地理的条件や採算性の問題から民間事業者による情報通信基盤の地下埋設が進んでおらず、通信障害の復旧作業に係る資材や人員確保に時間を要し、通信障害が長期化することが多く、本島都市部との情報格差の恒常化のみならず、更に拡大する懸念がある。
- 情報通信基盤の強靱化に向けた事業計画を策定し、その計画に基づき県が整備事業（委託事業又は補助事業）を実施するための費用負担等が大きな課題となっている。

必要性

- 小規模離島地域については、情報通信基盤の地下埋設による強靱化を支援することで、災害時においても情報通信が維持・確保ができ、安全・安心な住民生活や事業活動に寄与することが期待される。
- 情報通信基盤の強靱化が行われることによって、小規模離島地域の定住条件の整備が促進されるとともに、ICT利活用により、離島等の振興の推進に寄与することが期待されることから、強靱化に向けた整備や維持管理に係る費用負担の課題解決のため、制度創設が必要不可欠である。

担当部課 企画部 総合情報政策課



提言する制度名 水道広域化の推進に係る国の補助割合の特例

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	—	—

制度概要

1. 小規模水道事業者（簡易水道事業）を含む圏域又はブロック単位の事業統合（水平統合）を実施する水道事業者の施設整備等に対する国の財政支援を拡充する（国庫補助率1/2又は2/3から8/10へ引き上げる。）。【拡充】
2. 水道広域化の推進、水道事業の運営基盤の強化に向けて、おきなわ水道ビジョンで目指す県内統合水道の実現に要する経費に対して国の財政支援（国庫補助率8/10）を創設する。【新規】

【沖縄らしいSDGsの優先課題：P5－⑫】

現状・課題

- 本県の水道は、水源の状況に対応するため海水淡水化や高度処理施設、海底送水管が多く整備されているため、高コスト構造となっている。
- 島しょ県である本県は他都道府県と陸続きではないため、災害時等の対応は大きな課題となっている。さらに、離島地域では、沖縄本島よりも支援が届きにくいことも想定される。
- 圏域単位で事業統合を行う場合において、事業統合の中心となる水道事業者の財政的負担や水道料金値上げへの影響等が懸念され、水道広域化が進まない要因になっていると考えられる。
- 改正水道法において、水道の基盤を強化するため、都道府県には広域的な水道事業者等との連携等の推進、基盤の強化に関する施策の推進が求められている。

必要性

- 小規模水道事業者の経営基盤や技術基盤の安定化を図り、地域間格差のない水道を構築するため、水道広域化の取組を推進する必要がある。
- さらに、事業統合（水平統合）を含めた水道広域化は、運営基盤の強化や技術水準の確保、漏水などの事故や災害時への対応等に有効な手段と考えられることから、水道広域化を推進するための制度拡充が必要である。

担当部課 保健医療部 衛生薬務課

離島振興（定住条件整備）



提言する制度名 離島水道施設の整備に係る国の補助割合の特例

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	—	—

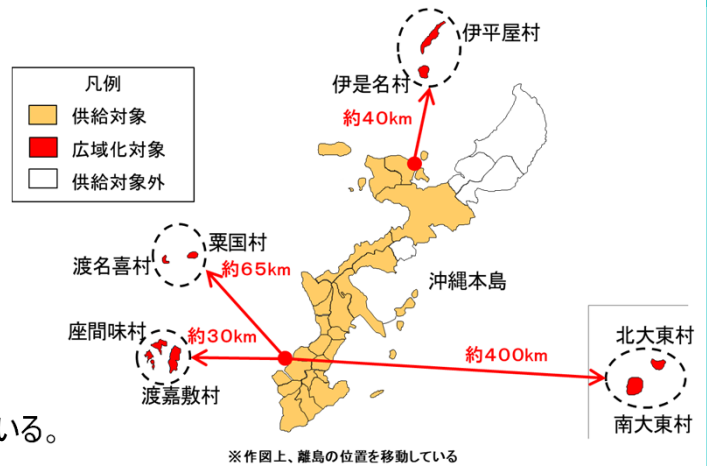
制度概要

1. 沖縄県が行う離島における水道施設の整備に対し、国の財政支援を拡充する（国庫補助率3/4、8.5/10から9/10へ引き上げる）。【拡充】

【沖縄らしいSDGsの優先課題：P5-⑫】

現状・課題

- 本県離島は、遠隔性や散在性などの条件不利性を抱え、その多くは沖縄本島などからの海底送水管による給水が難しいことから島毎に浄水場を整備する必要があり、安定的な水道水の供給に向けて、これらの施設の耐震化や更新、機能向上等のための整備に要する費用の確保が課題となっている。
- 離島は河川や地下水等の水源が乏しく、安定した水源の確保が難しいことから、海水淡水化施設の導入や限られた水源の水質悪化に伴い高度浄水処理施設（膜処理施設）を導入せざるを得ないなど、施設の整備費用や運営費用（動力費、維持管理費等）において高コスト構造となっている。
- 離島8村における水道用水供給事業の実施によりコストが上昇し、水道用水供給事業全体の経営に影響を及ぼすことで、県民負担の増大が予想される。



必要性

- 離島の定住条件の整備を目的とした水道広域化を推進しつつ、将来にわたり健全かつ安定的な事業経営を図るため、経営基盤の強化及び資本費負担の軽減のための制度の拡充が必要である。
- 水道広域化後も老朽化施設の計画的な更新に合わせた耐震化など災害に強い水道施設の構築を推進し、離島において将来にわたりより安全で安定的な水道水の供給を図る必要がある。

担当部課 企業局 配水管理課、総務企画課



提言する制度名

北部地域及び離島・へき地における公立病院及び診療所にかかる施設、設備、運営に要する費用に対する補助制度【再掲】

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	—	—

制度概要

- 北部地域及び離島・へき地における公立病院及び診療所の施設整備に係る既存の国庫補助制度を見直す。【拡充】
 - 補助対象経費の算定方法を基準額方式から事業費(実額)方式へ変更。
 - 補助対象経費に土地取得費、設計監督費、施設改修費及び職員宿舍の整備費を追加。
- 北部地域及び離島・へき地における公立病院及び診療所の設備・運営費に係る既存の国庫補助制度を見直す。【拡充】
 - 補助対象経費の算定方法を基準額方式から事業費(実額)方式へ変更。
 - 内閣府沖縄担当部局予算(沖縄振興予算)に一括計上する予算に当該国庫補助金を追加。

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P1-②】

現状・課題

- 沖縄県は、隣接県がないことから、他の都道府県とは異なり、救急医療や災害医療など、県内で完結できる医療提供体制の構築を余儀なくされている。
- 高温多湿、海岸が近く台風等による強風、波浪の影響を受ける自然環境下にあり、建築施設への影響が大きく、施設の老朽化の進行が早い。
- へき地診療所及び北部・離島の公立病院においては、圏域内での医療提供体制の完結を図るための医療施設、医療機器整備及び運営費の負担が大きい。
- 新型コロナウイルス感染症の流行により、北部及び離島・へき地における検査体制や受入体制の脆弱さが改めて浮き彫りとなった。

必要性

- 本県は、県内で完結できる医療提供体制を構築する必要があるが、中核病院の少ない北部地域及び離島・へき地において、ウイズ・コロナ、アフターコロナに対応した施設設備整備を推進し、住民の定住条件の整備を図る必要がある。

担当部課 保健医療部 医療政策課、病院事業局 病院事業経営課



提言する制度名 ICTを活用した遠隔医療の推進【再掲】

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	○	—	—

制度概要

- 離島・へき地においても沖縄本島と同等の医療を受けることができる体制を構築するため、遠隔医療の実施に必要な設備整備費及び運営費に対する高率補助制度（国庫補助率8/10）を創設する。【新規】
- 離島・へき地における、かかりつけ医と連携した遠隔医療に対する診療報酬算定の対象患者の拡大や、オンライン診療料等の加算措置を行う。【新規】

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P1-②】

現状・課題

- 沖縄県は隣接県がないことから、他の都道府県とは異なり、救急医療や災害医療など、県内で完結できる医療提供体制の構築を余儀なくされている。
- 離島・へき地においては、一人で様々な患者に対応できる総合診療医師の需要が高いが、身体的・精神的な負担が大きく、総合診療医師は慢性的に不足している。
- また、離島の医療機関を受診する観光客も増加しており、医療機関の負担が大きくなっている。
- 特に離島・へき地においては、主に県立診療所等の公的医療機関がその役割を担っているが、専門性の高い症例については、沖縄本島等の島外の医療機関へ通院せざるをえず、離島住民にとって、経済的・身体的に大きな負担となっている。
- 新型コロナウイルス感染症の流行により、離島から沖縄本島等への通院が困難な状況となっており、離島・へき地医療の脆弱さが改めて浮き彫りになった。

必要性

- 居住離島にしながら、遠隔で必要な医療を受けることが出来る5Gにも対応した体制を整備し、ウィズ・コロナ、アフターコロナに対応した遠隔医療を推進し、離島等における医療提供体制の確保を図る必要がある。

担当部課 保健医療部 医療政策課



提言する制度名

離島・へき地への看護師の派遣のための労働者派遣法の規制緩和【再掲】

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
—	○	—	—	—

制度概要

- 労働者派遣事業の対象外となっている保健師助産師看護師法第5条に規定する看護師の業務について、離島・へき地に限り看護師を派遣できるように規制を緩和する。【新規】

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P1-②】

現状・課題

- 沖縄県は隣接県がないことから、他の都道府県とは異なり、救急医療や災害医療など、県内で完結できる医療提供体制の構築を余儀なくされている。
- 医師については派遣場所が離島・へき地の場合は一部例外として派遣が認められているが、看護師は産前・産後休暇や育児休業等を取得した者の業務を行う派遣等を除き労働者派遣が禁止されている。
- 看護師は地理的不利性により、離島・へき地では安定的な人材確保が難しい。
- 特にへき地診療所で勤務する看護師は医師1人・看護師1人体制の中で地域保健活動も担っていることから、休日も当該地域を離れることが難しく、学会や研修参加の機会が取れず、休暇取得が困難な勤務状況下にある。

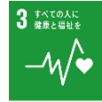
必要性

- 離島・へき地においては、看護師の安定的な人材確保が難しい状況にあることから、限りある人材を有効に活用し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制確保が必要である。

担当部課

保健医療部 保健医療総務課、病院事業局 病院事業総務課

離島振興（定住条件整備）



提言する制度名 北部地域・離島における医療提供体制の確保【再掲】

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	○	—	—

制度概要

1. 北部地域・離島の県立病院（統合後の公立北部医療センターを含む。）において、診療報酬に上乘せされる総合入院体制加算に係る次の施設基準について、要件を緩和し、当該加算を適用させることにより増額が見込まれる診療報酬相当額を補填する国の財政支援（全額国庫）を創設する。【新規】
 - (1) 入院患者に占める重症患者の割合（重症度、医療・看護必要度）が32%未満であっても施設基準を満たしているものとする。
 - (2) 地域包括ケア病棟入院料等に係る届出を行っている場合であっても、施設基準を満たしているものとする。
 - (3) 薬剤師の当直により、調剤が24時間可能とされていることについては、薬剤師を24時間配置しなくても、必要な場合に迅速に（概ね30分以内）調剤に対応できる体制を確保することで、要件を満たしているものとする。

【沖縄らしいSDGsの優先課題：P1-②】

現状・課題

- 本県の医療提供体制は、復帰当時の昭和47年において、病院病床数が全国平均の約60%、医師数が約36%など、全国に比べて大きく立ち後れた状況であった。
- 県民の医療需要に対応するため、県立病院主導で医療提供体制が整備されたことにより、現在においても市町村立病院の設置が進まず、県内病床数に占める県立病院病床数の割合が11.9%（平成28年度：全国4位）と全国平均3.5%に比べ高い状況となっている。そのため、離島における急性期医療は県立病院が担っている。
- 北部地域・離島の県立病院（統合後の公立北部医療センターを含む。）においては、重症度が高い患者以外についても幅広く診療せざるを得ないため、診療報酬の算定方法における総合入院体制加算の施設基準を満たすことが困難な状況である。

必要性

- 北部地域・離島の診療報酬算定に係る要件を緩和し、総合入院体制加算により見込まれる増収分を補填する交付金制度（全額国庫）を創設することで、県立病院（統合後の公立北部医療センターを含む。）の経営安定化を図り、北部地域・離島において必要な医療を確保する必要がある。

担当部課 病院事業局 病院事業総務課、保健医療部 医療政策課



提言する制度名 離島小規模特養等支援事業【再掲】

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	—	—

制度概要

- 離島における小規模特養等（小規模特別養護老人ホーム及び地域密着型特別養護老人ホーム）の附属設備の修繕等に係る国の財政支援を創設する。【新規】
 既存の国庫補助等：施設の新設、改築、大規模改修 → 補助メニューあり
 附属設備の修繕（空調設備の更新など） → 補助メニューなし

【沖縄らしいSDGsの優先課題：P1－②】

現状・課題

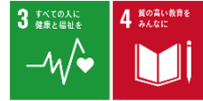
- 小規模特養等は、定員数が少ないため大規模施設に比べてスケールメリットが活かせず、事業収益性が低いという性質を有している。
- 特に離島地域においては、職員の確保、入所者の確保が難しく、経営的に厳しい構造となっている。
- 附属設備の修繕にあたっては、島内で事業者、人材又は資材等を確保できない場合も多く、輸送コスト等の追加的な費用負担が必要となる。
- 以上のような状況から、附属設備の修繕を円滑に進めることができなくなることも懸念され、十分な介護サービスの提供が困難となる。

必要性

- 離島地域における小規模特養等においては、事業収益性が低い環境下で厳しい施設経営を行っており、附属設備の修繕が適切に行われるよう支援する必要がある。
- 島外への人口流出を抑制するためには、定住条件の整備が必要不可欠であり、住み慣れた離島地域で必要な介護サービスを受けることができるよう、小規模特養等の附属設備の修繕を支援する必要がある。

担当部課 子ども生活福祉部 高齢者福祉介護課

離島振興（定住条件整備）



提言する制度名 離島福祉人材確保・育成事業【再掲】

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	—	—

制度概要

1. 離島・過疎地域における福祉人材の円滑な確保・育成に向けた各種の法定研修等をオンラインで受講できる環境の整備に対する国の財政支援を創設する。【新規】

※ 福祉人材（介護支援専門員、介護福祉士、保育士、幼稚園教諭、子育て支援従事者、相談支援従事者等）

研修実施団体（配信側）及び離島・過疎地域（受信側）のそれぞれにおける通信体制の整備に要する経費に補助を行う。

- ・ 機器購入費
 - ・ Wifi環境整備
 - ・ 通信費
 - ・ 受信側へのオペレーター派遣 など
- } 配信側・受信側共通



【沖縄らしいSDGsの優先課題：P1-①、P1-②、P1-③】

現状・課題

- 東西約1,000km、南北約400kmに及ぶ広大な海域に多数の離島が散在しており、各種研修を効率的に実施することが困難である。
- 沖縄本島における研修への参加は、旅費等の費用面の負担が大きい。
- 研修受講のためには、移動日も含めて数日間島を離れる必要が生じるが、その間の代替職員の確保が困難であり、業務上の負担も大きい。
- 離島・過疎地域では研修対象者が少数であり、現地開催も非効率である。

必要性

- 少子高齢化や人口流出が進む離島・過疎地域において、定住条件の整備は重要な課題である。
- 子育て環境の充実を図るとともに、高齢者や障害者が安心して生活できる環境を整えるためには、資格の取得、免許状の更新、各種研修の受講促進等により、福祉人材の安定的な確保・育成が必要である。

担当部課 子ども生活福祉部 高齢者福祉介護課、子育て支援課、障害福祉課

離島振興（定住条件整備）

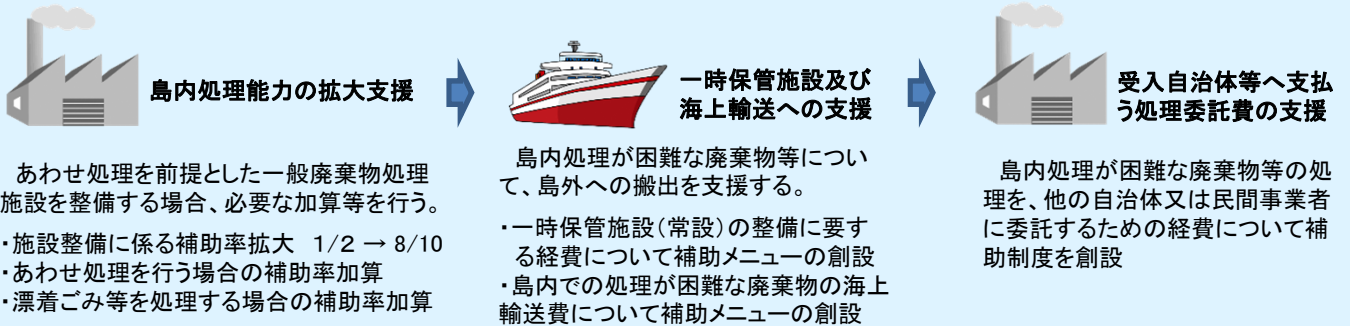


提言する制度名 離島廃棄物処理促進に関する財政特例制度【再掲】

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	—	—

制度概要

1. 一般廃棄物処理施設において産業廃棄物を処理する「あわせ処理」及び海岸漂着ごみの処理の促進に要する経費に対して国の財政支援を創設する。【新規】
2. 離島において処理困難な廃棄物（産業廃棄物、海岸漂着ごみを含む）の島外処理の促進に必要な一時保管施設の整備や海上輸送に要する経費に対しての国の財政支援を創設する。【新規】【沖縄らしいSDGsの優先課題:P3-⑦】



現状・課題

- 家庭から出るごみは一般廃棄物として行政で処理するが、事業者から出る産業廃棄物は、原則として民間の産業廃棄物処理事業者が処理する。
- しかし、市場の狭隘な離島では、産業廃棄物処理事業者がない等の理由により、処分のために沖縄本島や他の離島への海上輸送が必要となるなど高コスト構造となっている。
- このため、行き場を失った産業廃棄物や処理困難な海岸漂着ごみの滞留及びこれらの台風時における飛散・流出等が課題となっている。



必要性

- 離島における廃棄物処理は、民間活用や広域的対応が困難で高コスト構造である。加えて海岸漂着ごみの問題も抱えており、廃棄物の処理に滞留が生じている。よって、これらの処理を円滑に推進することができるよう必要な制度を創設する必要がある。

担当部課 環境部 環境整備課

離島振興（定住条件整備）



提言する制度名

離島の教育環境向上支援制度
(本島・本土と変わらない公平な教育環境の実現)

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	—	—

制度概要

- 次の離島における公平な教育・学習機会の享受のための取り組みに係る国の財政支援（交付金制度）を創設する。【新規】
 - 複式学級の教育環境改善に向けた取り組みに対する支援。
 - 図書館未設置の町村の読書環境向上に向けた取り組み（電子書籍の環境整備含む。）に対する支援。
 - 組踊等の公演及びワークショップ実施に対する支援。
 - 離島の児童生徒等がスポーツ・文化芸術活動等の教育活動で県内外に派遣される際の費用に対する支援。
- 高校未設置の離島等出身の高校生を対象に通学費及び居住費の支援に対する国の財政支援を拡充する（国庫補助率を1/2から8/10に引き上げる。）。【拡充】

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P1-③】

現状・課題

- 離島・へき地の学校においては、地理的要因などによる人口の偏在性により複式学級の割合が高くなっており、教育の環境整備に課題がある。
- 離島においては、財政的な事情等から、図書館を設置していない自治体が多い状況であり、また、文化的な取り組みに触れる機会も少ない。
- さらに、本県の離島地域は、その遠隔性、散在性等の条件不利性により、住民等の移動手段が船又は飛行機に限られ、移動に係るコストが高く、進学・教育活動等に係る児童生徒の保護者の経済的負担が大きくなっている。

必要性

- 離島・へき地校において複式学級の割合が多いことや、図書館を設置していない自治体が多い状況であることなどから、公平な教育・学習機会を確保するため、地域の実情に即した教育環境整備に取り組む必要がある。
- 教育については、地理的要因に左右されない公平な教育機会を確保することが重要であり、県内外で行われる教育活動等への参加や高等学校に進学する際の経済的負担の軽減を図る必要がある。

担当部課

教育庁 教育支援課、学校人事課、保健体育課、生涯学習振興課、文化財課



提言する制度名 水道広域化の推進に係る国の補助割合の特例【再掲】

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	—	—

制度概要

1. 小規模水道事業者(簡易水道事業)を含む圏域又はブロック単位の事業統合(水平統合)を実施する水道事業者の施設整備等に対する国の財政支援を拡充する(国庫補助率1/2又は2/3から8/10へ引き上げる。)。【拡充】
2. 水道広域化の推進、水道事業の運営基盤の強化に向けて、おきなわ水道ビジョンで目指す県内統合水道の実現に要する経費に対して国の財政支援(国庫補助率8/10)を創設する。【新規】

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P5-⑫】

- 現状・課題**
- 本県の水道は、水源の状況に対応するため海水淡水化や高度処理施設、海底送水管が多く整備されているため、高コスト構造となっている。
 - 島しょ県である本県は他都道府県と陸続きではないため、災害時等の対応は大きな課題となっている。さらに、離島地域では、沖縄本島よりも支援が届きにくいことも想定される。
 - 圏域単位で事業統合を行う場合において、事業統合の中心となる水道事業者の財政的負担や水道料金値上げへの影響等が懸念され、水道広域化が進まない要因になっていると考えられる。
 - 改正水道法において、水道の基盤を強化するため、都道府県には広域的な水道事業者等との連携等の推進、基盤の強化に関する施策の推進が求められている。

- 必要性**
- 小規模水道事業者の経営基盤や技術基盤の安定化を図り、地域間格差のない水道を構築するため、水道広域化の取組を推進する必要がある。
 - さらに、事業統合(水平統合)を含めた水道広域化は、運営基盤の強化や技術水準の確保、漏水などの事故や災害時への対応等に有効な手段と考えられることから、水道広域化を推進するための制度拡充が必要である。

担当部課 保健医療部 衛生薬務課

提言する制度名 離島水道施設の整備に係る国の補助割合の特例【再掲】

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	—	—

制度概要

1. 沖縄県が行う離島における水道施設の整備に対し、国の財政支援を拡充する（国庫補助率3/4、8.5/10から9/10へ引き上げる。）【拡充】

【沖縄らしいSDGsの優先課題：P5-⑫】

現状・課題

- 本県離島は、遠隔性や散在性などの条件不利性を抱え、その多くは沖縄本島などからの海底送水管による給水が難しいことから島毎に浄水場を整備する必要があり、安定的な水道水の供給に向けて、これらの施設の耐震化や更新、機能向上等のための整備に要する費用の確保が課題となっている。
- 離島は河川や地下水等の水源が乏しく、安定した水源の確保が難しいことから、海水淡水化施設の導入や限られた水源の水質悪化に伴い高度浄水処理施設（膜処理施設）を導入せざるを得ないなど、施設の整備費用や運営費用（動力費、維持管理費等）において高コスト構造となっている。
- 離島8村における水道用水供給事業の実施によりコストが上昇し、水道用水供給事業全体の経営に影響を及ぼすことで、県民負担の増大が予想される。



必要性

- 離島の定住条件の整備を目的とした水道広域化を推進しつつ、将来にわたり健全かつ安定的な事業経営を図るため、経営基盤の強化及び資本費負担の軽減のための制度の拡充が必要である。
- 水道広域化後も老朽化施設の計画的な更新に合わせた耐震化など災害に強い水道施設の構築を推進し、離島において将来にわたりより安全で安定的な水道水の供給を図る必要がある。

担当部課 企業局 配水管理課、総務企画課

提言する制度名 都市公園の整備促進

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	—	—

制度概要

1. 都市公園整備に係る国の財政支援を拡充する(国庫補助率1/2から9/10へ引き上げる。)。【拡充】
2. 社会資本整備総合交付金と沖縄振興公共投資交付金の対象事業の範囲を見直す。【拡充】

【沖縄らしいSDGsの優先課題:—】

現状・課題

- 本県の一人当たり公園面積は、32位と全国に比べ都市公園が不足している。一方で、本県の人口は増加していることから、他都道府県と比べ相対的に都市公園不足の状況が悪化する恐れがある。
- 特に、那覇広域・南城・中部広域圏の場合は、41位程度と、都市公園の不足が顕著となっていることから、早急な対策が求められている。
- 人口の集中する都市計画区域内において、災害時の避難場所等として都市公園の担う役割は重要であり、今回の新型コロナウイルス感染症の流行においても、健康を維持するための運動を行う場所として公園の重要性が再認識されている。
- 都市公園の用地の取得については、全国の新設1/3に対して本県は1/2とかさ上げとなっている。また、公園の新設・改築に対しては1/2と全国同率となっている。
- 全国並の水準を目指し都市公園の整備を推進するためには、現行の国庫補助率では県、市町村とも一般財源での負担が大きく、事業規模の拡大は困難である。また、都市部においては、公園の用に供する土地の取得費用が嵩んでいる状況にある。

必要性

- 本県の公園は県民だけでなく、本県を訪れる観光客も多く利用しており、機能の充実による魅力ある都市公園の提供は、観光振興にも資することから、持続的な沖縄振興の取組の一つとなる。
- 財政力の弱い、本県及び県内市町村において、限りある一般財源で、都市公園の整備を推進するためには、現行の国庫補助率の引き上げが必要である。

担当部課 土木建築部 都市公園課

提言する制度名 情報通信基盤高度化促進制度

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	—	—

制度概要

1. 離島等における情報格差の是正に向けて、5Gをはじめとした次世代の情報通信基盤の整備を安定的、計画的に図るための整備費用等に係る国の財政支援を創設する。【新規】

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P2-⑥】

現状・課題

- 政府は社会全体のデジタル強靱化を強力に推進することとしており、情報通信基盤の重要性はますます高まっている。
- IT基本法において、高度情報通信ネットワーク社会の形成にあたっては、民間が主導的役割を担うことを原則とされているが、離島等については、地理的条件や採算性の問題から、民間事業者による整備が進まず、情報通信技術の革新が進むほど、本島都市部との情報格差が拡大する恐れがある。
- 県及び市町村では、離島等において、情報格差が生じることがないよう、沖縄振興特別推進交付金等を活用して、海底光ケーブルの2ルート化や島内の光ファイバ網の整備を行うなど情報通信基盤の高度化を促進しているものの、採算性の課題等により未だ高度化が進んでいない地域が残されている。また、5Gの普及が一部地域に留まっていることや、Beyond5Gの技術革新も見据える必要がある。
- 現行制度における沖振法上の取扱いでは、第92条の2において配慮規定が定められているが、情報基盤整備の高度化を安定的、計画的に図るための具体的な支援内容は定められていない。

必要性

- 離島等における定住条件の整備や、ICT利活用による地域振興を推進するため、情報格差の是正に向けた情報通信基盤の高度化を支援する必要がある。
- 情報通信基盤の高度化が図られた地域についても、情報通信技術の発展に伴って継続的に更新や、新たな基盤整備を行う必要がある。
- このため、沖振法において情報通信基盤の高度化に係る支援内容を明示し、将来にわたって安定的、計画的に整備が進められる環境を整える必要がある。

担当部課 企画部 総合情報政策課

提言する制度名

小規模離島地域の情報通信基盤の強靱化推進制度
【再掲】

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	—	—

制度概要

1. 小規模離島地域における情報通信基盤の地下埋設による強靱化に向けた整備費用等に係る国の財政支援を創設する。【新規】

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P2-⑥】

現状・課題

- 政府は社会全体のデジタル強靱化を強力に推進することとしており、本県においても県民が安全で安心して暮らせ、豊かさを実感できる望むべき社会の実現に向けて、小規模離島においても取り残されることがないように、情報通信基盤の強靱化を図る必要がある。
- 亜熱帯地域である本県は、台風襲来等により、電柱に共架している光ファイバ等が断線し、携帯・固定電話、インターネット等に通信障害が発生するなど、住民生活や事業活動に多大な影響を及ぼしている。
- 中でも、小規模離島地域においては、地理的条件や採算性の問題から民間事業者による情報通信基盤の地下埋設が進んでおらず、通信障害の復旧作業に係る資材や人員確保に時間を要し、通信障害が長期化することが多く、本島都市部との情報格差の恒常化のみならず、更に拡大する懸念がある。
- 情報通信基盤の強靱化に向けた事業計画を策定し、その計画に基づき県が整備事業(委託事業又は補助事業)を実施するための費用負担等が大きな課題となっている。

必要性

- 小規模離島地域については、情報通信基盤の地下埋設による強靱化を支援することで、災害時においても情報通信が維持・確保ができ、安全・安心な住民生活や事業活動に寄与することが期待される。
- 情報通信基盤の強靱化が行われることによって、小規模離島地域の定住条件の整備が促進されるとともに、ICT利活用により、離島等の振興の推進に寄与することが期待されることから、強靱化に向けた整備や維持管理に係る費用負担の課題解決のため、制度創設が必要不可欠である。

担当部課

企画部 総合情報政策課

提言する制度名 自治体デジタルトランスフォーメーション(DX)推進体制の形成

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	—	—

制度概要

1. オンラインを活用した県及び市町村の行政サービスの提供体制の構築に向けた国の財政支援の拡充(国庫補助率のかさ上げ等)や自治体負担分が生じる場合に十分な国の財政支援を創設する。【新規】

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P2-⑥】

現状・課題

- 政府は、行政のデジタルトランスフォーメーション(DX)を牽引するデジタル庁の創設やマイナンバー制度の抜本的改善、国・地方を通じたデジタル基盤の標準化など、社会全体のデジタル化を強力に推進し、誰も取り残されない強靱なデジタル社会を実現するとしている。
- 本県においても全ての県民がデジタル化の恩恵を享受し、安全・安心で豊かさを実感できる望むべき社会の実現に向けて、各分野におけるデジタル化が一層進展するよう幅広く取り組む必要がある。
- しかし、島しょ県である本県は、遠隔性、散在性、狭小性等の条件不利性や、脆弱な財政基盤並びに自治体のデジタル人材不足の問題を抱えているため、行政サービス・行政手続きのデジタル化に係る新たなシステム及びネットワーク構築、改修及び維持管理に要する経費については、十分な財政措置が取られておらず、市町村によっては、取組に遅れが生じることも想定され、デジタルデバインド(情報格差)が生じる恐れがある。
- こうした中、行政サービス・行政手続きのデジタル化により、行政サービスの効率化、行政手続きに関連する民間手続きのワンストップ化の実現など、住民負担の軽減、利便性の向上が図れる。
- また、官民連携によるデータ基盤が構築されることにより、経済的発展と社会課題の解決に向けた新たな価値が創造され、情報関連産業をはじめとした県内産業振興への寄与も期待される。

必要性

- 行政サービス・行政手続きのデジタル化に係る新たなシステム及びネットワーク構築、改修及び維持管理に要する経費については十分な財政措置の確保が必要である。
- 高齢者や離島・過疎地域の住民も誰一人取り残されることなく次世代型行政サービスを享受できるよう、早期実現に向けた財政措置が必要である。

担当部課 企画部 総合情報政策課

提言する制度名 準用河川改修の推進

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	—	—

制度概要

1. 市町村が管理する準用河川に対する国の財政支援を拡充する（国庫補助率を1/3から9/10へ引き上げる。）。【拡充】
2. 市町村が管理する準用河川に対する国の財政支援の対象範囲を拡充する。【拡充】
【沖縄らしいSDGsの優先課題：P2-⑥、P3-⑦】

現状・課題

- 本県における河川整備について、県は復帰後の昭和47年から沖縄振興特別措置法による高率補助制度を活用し、国場川など8河川で、本格的な整備が始まり、これまでに54河川で改修事業を行ってきた。その結果、洪水による河川の氾濫は着実に減少している。
- 一方、市町村の管理する準用河川については、国庫補助率が県と比べて低いことなどの理由から、整備が進んでおらず、多数の箇所について未整備となっており、さらに、維持管理費の確保にも支障をきたしている状況にあり、今なお、水害が発生している。

【現行制度の概要】

《国庫補助率（総合流域防災事業の場合）》

河川事業 2級河川 9/10
準用河川 1/3

《準用河川の補助対象の整備》

準用河川で実施する一事業50億円未満の移動式排水施設の整備

必要性

- 市町村が管理する準用河川においては、国庫補助率が1/3と低いため財政が厳しい市町村にとっては大きな負担となっており、さらに補助対象の施設も移動式排水施設に限定されていることから、河川整備が進んでおらず、今なお、水害が発生している。このような状況から、準用河川流域の住民の安心安全の確保に向けて、国の財政支援の拡大を図り、河川整備を推進する必要がある。

担当部課 土木建築部 河川課

提言する制度名 津波・高潮ハザードマップ作成支援推進制度

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	○	—	—

制度概要

- 津波・高潮危険管理対策緊急事業（浸水想定区域調査等）について、津波・高潮からの避難を促進する施設整備と併せて実施する場合に限るとする要件を廃止し、国の財政支援を拡充する（国庫補助率を1/2から9/10に引き上げる。）。【拡充】

【沖縄らしいSDGsの優先課題：P2-⑥】

現状・課題

- 現行の津波・高潮危機管理対策緊急事業における津波・高潮ハザードマップ作成支援は、退避施設等の整備を実施する場合に限られており、県内全域の津波災害警戒区域、水位周知海岸及び高潮浸水想定区域の設定に必要な各種検討、調査、シミュレーション等は当該事業が活用できない。
- 今後、水防法に基づく水位周知海岸及び高潮浸水想定区域の指定を予定していることや、気候変動に伴う潮位上昇による浸水想定の見直しの必要が生じた場合、その検討、調査等にかかる財源確保が課題となっている。

必要性

- 波浪や高潮による被害が発生している本県の状況を踏まえ、津波・高潮ハザードマップの基礎となる各浸水想定と区域の指定を行うことは防災体制構築の上で大変重要である。
- しかし、沖縄県は、約2,028kmの海岸線を有しており、津波・高潮の浸水想定調査等に係る膨大な費用が必要であるため、財政特例等により財源を確保し早期に取り組む必要がある。

担当部課 土木建築部 海岸防災課

提言する制度名 土砂災害防止対策の推進

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	—	—

制度概要

- (1)及び(2)の土砂災害の防止に対する国の財政支援を拡充する。【拡充】
 - 急傾斜地崩壊防止(国庫補助率を1/2から8/10へ引き上げ)。
 - 地すべり防止(国庫補助率を6/10から8/10へ引き上げ)。
- 土砂災害警戒区域の指定を促進し、警戒避難体制の整備等の取組を推進するため、土砂災害防止法に基づく基礎調査に対する国の財政支援を拡充する(国庫補助率を1/3から8/10へ引き上げる。)。【拡充】

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P2-⑥】

現状・課題

- 沖縄県は亜熱帯性気候に属しており、台風や梅雨前線に伴う豪雨による土砂災害が例年頻発している。県内には急傾斜崩壊危険箇所が708箇所、地すべり危険箇所が88箇所、土石流危険渓流が236箇所あり、令和元年度末時点における危険箇所に対する整備率は、急傾斜崩壊対策事業が16%、地すべり対策事業が30%、砂防事業が23%と低い水準にある。
- 本島中南部の平地部の多くは、駐留軍用地に占有されており、地形条件の悪い丘陵地や急傾斜地周辺へ居住区域が拡大していることから、危険箇所には国道や人家、公共施設など多くの人命や資産が集積している。このため、がけ崩れ等の土砂災害による被害の危険性が高く、早急な急傾斜地崩壊対策、地すべり防止対策の実施が課題となっている。特に中頭東部地区は、地すべりを起こしやすい地質(島尻泥岩)が広く分布しており、地すべりによる人的被害の危険性が高く、早急な地すべり防止対策の実施が課題となっている。
- 急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設の整備は、復帰前には実施されておらず、復帰後から進めてきたが、施設の老朽化が進行しており、機能が著しく損なわれている施設もあることから、計画的な改築等の実施が求められている。
- 急傾斜地崩壊防止施設を整備する事業には、「急傾斜地崩壊対策事業」、「総合流域防災事業(急傾斜地崩壊防止施設緊急改築事業)」及び「災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業」があり、国庫補助率は全国一律の1/2と、高率補助制度の対象とはされていない。

- 地すべり対策の現行の国庫補助率は、6/10(渓流があるときは8/10)と全国の1/2よりも高率とされているものの、他の事業と比べ国庫補助率は低い。
- 土砂災害対策について、すべての危険個所を対策工事により安全な状態にしていくには、膨大な時間と費用を要することから、ハード対策と併せて、警戒避難体制の整備や一定の開発行為の制限等のソフト対策を充実させる必要があるため、土砂災害防止法に基づく基礎調査を促進することが課題となっている。

- 早急に急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設の整備を推進するとともに、老朽化が進む既存施設について計画的に整備を進めて行く必要がある。特に、居住区域の拡大とともに、人的被害の危険が高まっていることから、早急に施設を整備する必要がある。
- このため、財政力の弱い本県において、限りある一般財源等で、より多くの対策を実施するためには、当該施設の整備に係る国庫補助を高率補助制度の対象とする、又は国庫補助率を引き上げる必要がある。
- ハード対策と併せて、警戒避難体制の整備や一定の開発行為の制限等のソフト対策の推進に向けて、国庫補助率を引き上げ、基礎調査及び土砂災害警戒区域等の指定を推進する必要がある。

担当部課 土木建築部 海岸防災課

提言する制度名 沖縄県の消防防災体制の強化

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	—	—

制度概要

1. 消防施設強化促進法第3条の規定に基づく消防ポンプ車及び防火水槽等の整備に対する国の財政支援を創設する。(従来嵩上げ相当分1/3の補助)【新規】
2. 緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱に基づく消防用自動車、救助消防ヘリコプター、消防用資機材等の対象設備に対する国の財政支援を拡充する(国庫補助率を1/2から2/3へ引き上げる。)。【拡充】
3. 消防防災施設整備費補助金に基づく耐震性貯水槽、救助活動等拠点施設等の対象設備に対する国の財政支援を拡充する(国庫補助率を1/3(一部1/2)から2/3へ引き上げる。)。【拡充】

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P2-⑥】

現状・課題

- 沖縄振興特別措置法及び同法施行令において消防施設強化促進法第3条に掲げる設備整備について国庫補助率の嵩上げが規定されているが、三位一体の改革により、現在は全国一律の普通交付税での算定となっており、補助及び嵩上げは措置されていない。
- 国が定める消防力整備指針に基づく令和元年度消防施設整備計画実態調査において、沖縄県の消防施設の整備は全国平均より全て低く、消防ポンプ車は全国最下位となっている。
- 離島、島しょ県で他県と海を隔てているため、大規模災害時に他都道府県からの応援を受けるまでに時間を要する。一定時間を持ちこたえる体制の整備が必要であり、消防力の維持・充実が重要。
- 県内には広大な範囲に多くの離島が点在していることから、これらの地域で大規模災害が発生した際に、迅速に応援が可能な体制の構築が課題となっている。
- 台風常襲地であることから、塩害等による消防庁舎や車両の劣化・老朽化が早い環境下にある。
- 観光客の増大に伴い、マリレジャーによる海難事故、レンタカーによる交通事故、山岳地域での遭難事故等が増加傾向にあり、救急・救助等の消防防災体制を強化が課題となっている。
- 多くの米軍基地があることから、米軍航空機等の墜落などの重大な事故の発生リスクが高く、消火活動にあたる消防本部の放射線防護対策等も含め、対応資機材の確保が課題となっている。

- 本県の消防防災体制を取り巻く環境については、他都道府県に比して、様々なハンデやリスクを背負っており、国の特別な財政措置の下での消防防災体制の強化が必要である。
- また、県外から多くの観光客が訪れる沖縄において、消防・防災体制の強化は、安心・安全な沖縄の構築へとつながり、持続的な沖縄振興の取組の一つとなる。

担当部課 知事公室 防災危機管理課

提言する制度名 離島の消防防災体制の強化【再掲】

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	—	—

制度概要

- 離島の消防非常備町村の消防防災体制強化のため、(1)及び(2)に係る国の財政支援を創設する。【新規】
 - 消防非常備町村が消防に関する業務を委託した際の経費についての支援。
 - 大規模災害時等に離島の被災町村へ応援を行った市町村が要した経費に対する支援。

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P2-⑥】

現状・課題

- 本県の離島地域は、広大な海域に散在しており、人口規模が小さいなどの条件不利性を抱えており、また、財政力も弱いなど消防体制を整備する上での課題を抱えている。
- また、12離島町村においては、消防本部が設置されておらず、役場職員や民間職員等が消防団員を兼ねており、消防の専門的な知識や高度な技術が不足している現状がある。
- さらに、離島地域で大規模災害が発生した際には、県内外の消防機関等の応援が必要となるが、海を隔て遠隔に位置することから、迅速な応援が期待できず、かつ孤立した状態となることが見込まれる。

消防本部が設置されていない市町村の状況

沖縄県	全国	(参考) 全国市町村数
12町村	29町村	1,724市町村

※平成31年4月時点

必要性

- 離島地域での安全・安心な生活の確保、定住条件の整備に向けて、消防非常備町村の消防防災体制を強化する必要がある。
- しかしながら、本県の離島の町村は各種の条件不利性を抱え、行政サービスが高コスト構造となっており、単独で消防本部を設置するには財政的に厳しいなど課題が多くあることから、国による特別な支援が必要である。

担当部課 知事公室 防災危機管理課

提言する制度名

小規模離島地域の情報通信基盤の強靱化推進制度
【再掲】

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	—	—

制度概要

1. 小規模離島地域における情報通信基盤の地下埋設による強靱化に向けた整備費用等に係る国の財政支援を創設する。【新規】

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P2-⑥】

現状・課題

- 政府は社会全体のデジタル強靱化を強力に推進することとしており、本県においても県民が安全で安心して暮らせ、豊かさを実感できる望むべき社会の実現に向けて、小規模離島においても取り残されることがないように、情報通信基盤の強靱化を図る必要がある。
- 亜熱帯地域である本県は、台風襲来等により、電柱に共架している光ファイバ等が断線し、携帯・固定電話、インターネット等に通信障害が発生するなど、住民生活や事業活動に多大な影響を及ぼしている。
- 中でも、小規模離島地域においては、地理的条件や採算性の問題から民間事業者による情報通信基盤の地下埋設が進んでおらず、通信障害の復旧作業に係る資材や人員確保に時間を要し、通信障害が長期化することが多く、本島都市部との情報格差の恒常化のみならず、更に拡大する懸念がある。
- 情報通信基盤の強靱化に向けた事業計画を策定し、その計画に基づき県が整備事業(委託事業又は補助事業)を実施するための費用負担等が大きな課題となっている。

必要性

- 小規模離島地域については、情報通信基盤の地下埋設による強靱化を支援することで、災害時においても情報通信が維持・確保ができ、安全・安心な住民生活や事業活動に寄与することが期待される。
- 情報通信基盤の強靱化が行われることによって、小規模離島地域の定住条件の整備が促進されるとともに、ICT利活用により、離島等の振興の推進に寄与することが期待されることから、強靱化に向けた整備や維持管理に係る費用負担の課題解決のため、制度創設が必要不可欠である。

担当部課

企画部 総合情報政策課

提言する制度名 無電柱化推進事業(要請者負担方式)

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	—	—

制度概要

- 電線類地中化の要請者として、道路管理者が変圧器の設置、ケーブル等の設計施工に要する費用を補償補填費として電線管理者へ支払うことが可能な国の財政支援を創設する。【新規】

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P2-⑥】

現状・課題

- 道路上にある電柱、電線は景観を損ねるだけでなく、通行の妨げや台風などで電柱が倒壊した場合には、緊急車両等の通行に支障を来すなど、私たちの生活に様々な影響を及ぼしている。
- 沖縄県は、台風常襲地帯であることから、電柱倒壊や停電の被害が頻発しており、災害時の救助・避難活動等の大きな支障となっている。
- 無電柱化の実施については、道路管理者と電線管理者が事前に合意し、それぞれ費用負担しているが、電線管理者の負担が大きく、早急な合意が難しいという課題がある。



平成15年 台風14号(宮古島市)



平成18年 台風13号(石垣市)

必要性

- 災害時の緊急車両の通行路、生活物資の輸送路を確保することは非常に重要であるため、要請者負担方式により電線管理者の負担を軽減することで無電柱化を推進し、防災性の向上を図る必要がある。
- また、沖縄らしい風景・景観を保全・形成し、地域の魅力アップ及び観光振興に資するため、自然豊かな景観を有する道路や観光地周辺の道路等で無電柱化を推進する必要がある。

担当部課 土木建築部 道路管理課

提言する制度名 住宅・建築物の耐震化の推進

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	—	—

制度概要

- 県内の住宅及び建築物の耐震化を推進するため、国の財政支援を拡充する。【拡充】
 - 耐震診断・補強設計に係る国庫補助率を8/10へ引き上げ(現行1/3)。
 - 改修、建替え又は除去に対する国庫補助率を8/10へ引き上げ(現行11.5%)。

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P2-⑥】

現状・課題

- 国は令和7年までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消するという目標を立てており、本県も沖縄県耐震改修促進計画において、令和7年までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消を目標としている。
- 一方で、唯一の地上戦となった沖縄戦で県土が焦土化し、その後の米軍統治下では、鉄筋コンクリート造の住宅が多く建築されたことや、台風・シロアリ被害が多いことから、木造住宅の多い本土とは異なる環境下にある。
- 鉄筋コンクリート造の建物の耐震診断・耐震改修のための費用は、木造に比べ一般的に高額となっており、経済的負担が大きいためなどから、耐震診断や改修・建替等が進んでいないのが現状である。

(参考)床面積が100㎡程度の木造住宅と鉄筋コンクリート造住宅の耐震

診断費の想定(国庫補助率1/3、地方負担1/3、個人負担1/3、補助対象事業費限度額13.6万円/戸)

- ・ 木造の場合 : 約30万円 … 個人負担21万円
- ・ 鉄筋コンクリート造の場合 : 約90万円 … 個人負担81万円 【約60万円の違い】

必要性

- 戦後の歴史的な背景から鉄筋コンクリート造の建物が多い沖縄においても、本土の多くの住宅と同程度の住民負担で、耐震化診断・補強設計と改修・建替等が実施できるようにすることで、令和7年までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消する取組を推進する必要がある。
- 住民負担の軽減を図るにあたっては、現行制度の国と地方の負担を1対1とする制度設計では事業実施のための予算の確保が困難であることから、全額を国が負担する制度へ変更する必要がある。

担当部課 土木建築部 建築指導課

提言する制度名 公立学校施設の防災機能の強化

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	—	—

制度概要

1. 防災機能を強化するために実施する公立学校の整備に対する国の財政支援を拡充する（国庫補助率を1/3から3/4へ引き上げる。）。【拡充】

【沖縄らしいSDGsの優先課題：P1－③】

現状・課題

- 全国的な大規模災害を背景に、文部科学省から公立学校施設の早期耐震化の方針が示され、本県及び県内市町村も高率補助制度を活用し耐震化を推進しており、耐震化率は大きく向上した。
- 一方で、建築非構造部材の耐震対策工事及び屋外防災施設の整備などは高率補助制度の対象外となっており、当該部分に係る整備の実施状況は全国に比べ、著しく低い状況にある。
- 本県は、亜熱帯海洋性気候に属し、周囲を海に囲まれていることや台風が常襲することで、塩害や暴風等厳しい環境下にあることもあり、学校施設の劣化の進行が早く、維持管理に要する費用負担が大きくなっている。また、島しょ県であることで、整備に要する資材調達や人員の確保の面で大きな負担が生じている。
- このため、公立学校施設については、児童・生徒の安全安心な学習環境を確保するほか、地震等の大規模災害が発生した場合に備えて、当該施設が担う災害応急対策の実施拠点や避難場所・避難所などの防災拠点としての役割が果たせるよう、施設機能の維持と適切な更新が求められている。

必要性

- 県内で大規模災害が発生した場合に、他県からの本格的な応援等の到着までに時間を要することから、それまでの間の自己完結した対応の体制づくりが求められており、そのためには、学校施設の担っている防災拠点としての機能を、適切に維持・更新していく必要がある。
- 現在、施設の躯体等については高率補助制度の対象となっているが、対象外となっている部分についても、応急避難場所として十分な機能が発揮できるよう、躯体等の整備と合わせて実施する必要があることから、高率補助制度の対象に追加する必要がある。

担当部課 教育庁 施設課

提言する制度名 農漁村地域における施設の整備促進

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	—	—

制度概要

1. 老朽化した農漁村環境施設の更新に対する国の財政支援を創設する。【新規】

《現行の国庫補助率》 施設を更新する場合：補助なし

《要望する国庫補助率》 施設を更新する場合：1/2

【沖縄らしいSDGsの優先課題：—】

現状・課題

- 本県は、海塩粒子の飛散が多く、塩害の厳しい環境下にあり、さらに、亜熱帯性海洋気候に属していることから高温多湿の中、強い紫外線に晒されている。
- 農漁村地域における環境施設は、整備された後は、県又は市町村が管理することとなり、施設の更新等も管理する県又は市町村が単独費で実施することとなる。
- しかしながら、現在本県に存在する農漁村地域における環境施設は、本土復帰後に整備されたものがほとんどで、全体の老朽化が進み、その更新費用の確保がぜい弱な財政力の本県及び県内市町村においては課題となっている。
- このため、予算の確保ができるまでの間は、老朽化した施設への立ち入り禁止等の応急的な措置となっている状況にある。
- また、本県の農漁村地域にある市町村の多くが人口減少や高齢化の進展等に直面しており、地域活性化が課題となっている。
- 農漁村地域環境施設については、老朽化施設の更新を早急に進めることで、事故発生等の防止を図り、魅力ある農漁村地域の景観維持、また、大規模災害の発生時に防災施設としての役割を果たすことも求められている。

必要性

- 亜熱帯性気候に属し、160の島々（有人離島は本島を除いて37）を有する本県の農漁村地域における環境施設の整備は、魅力ある農漁村地域を形成し、地域観光資源として交流人口の増加による地域活性化に寄与し持続可能な農漁村地域の取り組みの一つとなる。
- しかしながら、現行制度では国庫補助の対象外となっているため、施設の老朽化に対応できない状況にあることから、一体的な農漁村の整備を推進するため、農漁村における地域環境施設の更新も補助制度の対象とする必要がある。

担当部課 農林水産部 漁港漁場課、村づくり計画課

提言する制度名 漁港の衛生管理体制の強化

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	—	—

制度概要

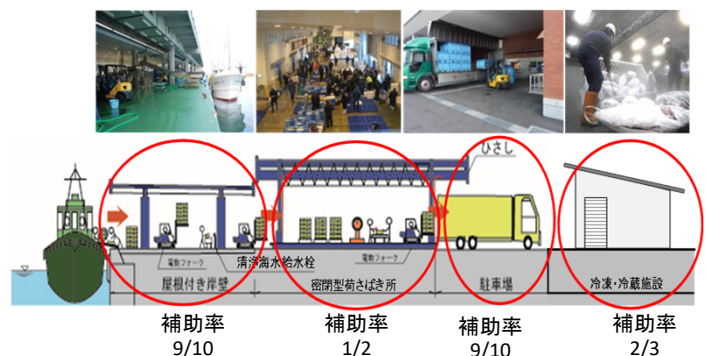
1. 漁港の衛生管理体制強化のため、水産基盤整備事業における「荷さばき所」に対する国の財政支援を拡充する(国庫補助率を1/2から2/3へ引き上げる。)。【拡充】

【沖縄らしいSDGsの優先課題:—】

現状・課題

- 近年、「食品衛生法等の一部を改正する法律」(平成30年6月13日公布)による「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」の義務化等、水産物の衛生管理体制を取りまく環境は大きく変化しており、それに合わせて水産庁より「漁港における衛生管理基準」が令和2年6月に改訂された。
- 本県においても「水産業の成長産業化」を推進しているものの、荷さばき施設の老朽化が進行しており、水産物の衛生管理の面で十分な対応ができないおそれもあることから、県が推進する「産地の価格形成の向上」の取組に悪い影響を及ぼしている。
- 近年、大手のスーパーなどは、水産物の衛生管理体制が十分でないと取引が行えず、「水産業の成長産業化」の推進に向けて、高度な衛生管理体制の構築が課題となっている。
- また、漁港の整備は、国庫補助率が9/10の「水産基盤整備事業」を活用し、整備を進めている。しかしながら、同事業では「荷さばき施設」の整備に係る国庫補助率は5/10と、高率補助制度の対象となっていないことから、より国庫補助率の高い「浜の活力再生・成長促進交付金(国庫補助率2/3)」を活用し、後日、荷捌き施設の整備を実施している。
- 「浜の活力再生プラン」は、全国一律の補助制度で、国の予算規模が小さいため、事業を申請しても採択待ちとなる。

水産基盤整備事業における補助率



- 水産物の衛生管理体制を取り巻く環境は大きく変化しており、食の安心・安全を高めるとともに消費者のニーズに応じていくためには高度な衛生管理が可能な荷捌き施設の整備が求められている。他の漁港施設と一体的な整備を行い高度管理型荷捌き施設の整備を推進していくため、当該施設に係る国庫補助率(1/2)を「浜の活力再生・成長促進交付金」における荷捌き所の国庫補助率(2/3)まで引き上げる必要がある。

担当部課 農林水産部 漁港漁場課



提言する制度名 亜熱帯地域における建設技術の研究開発促進制度

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	○	—	○	—

制度概要

1. 亜熱帯地域における防災・減災、長寿命化、省エネなどの建設技術の研究・開発及び国内外の人材育成を促進するため、「(仮称)亜熱帯地域建設技術研究開発機構」を国が沖縄県に設置し、運営する。【新規】
2. 研究成果を活かして県及び市町村等が実施する、公共施設等の改築及び維持修繕費等を対象に国の財政支援を創設する。【新規】
3. 亜熱帯地域における防災・減災、長寿命化、省エネなどの建設技術や資材を海外に展開・販売する県内の事業者への国の財政支援を創設する。【新規】

【沖縄らしいSDGsの優先課題：P2-⑥、P3-⑦、P5-⑫】

現状・課題

- 県内の事業者や県、市町村は、亜熱帯地域に適した様々な建設技術や基準を有しているものの、データに基づく検証が進んでおらず、有効活用が図られていない状況にある。
- 国の定める基準等は亜熱帯地域に最適化されたものではなく、亜熱帯地域の特性を反映した建設技術・基準の構築が課題となっている。
- 温暖化する日本列島においては、大型台風の襲来頻度の増加や夏季の最高気温の上昇が課題となっている。そのため、災害に強いインフラの早期の整備や省エネ住宅の開発が求められており、沖縄の有する技術の活用可能性が高まっている。

必要性

- 自然豊かで災害に強くエネルギー効率に優れた持続可能な「美ら島沖縄」の実現のため、「自然環境の保全・再生」、「循環型・低炭素都市づくり」、「沖縄らしい風景づくり」、「耐震化、老朽化及び長寿命化」、「生産性の向上」等に対応した技術・資材等の研究開発を促進する必要がある。
- 県内建設産業の新市場開拓に向けて、同様な課題を抱えているアジア・太平洋地域や温暖化する日本列島へ、県内の事業者が有する亜熱帯地域に適した建設技術の移転や資材の県外販売を可能とするため研究開発を促進する必要がある。
- アジア・太平洋地域における国際的な共通課題の解決に向け、本県の地理的な特性とこれまで培った経験や知識を活かし、国と連携して国際協力・貢献活動を推進する必要がある。

担当部課 土木建築部 土木総務課

提言する制度名 離島架橋の老朽化対策・耐震化の推進

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	—	—

制度概要

1. 離島架橋の老朽化対策・耐震化に特化した国の財政支援を創設する。【新規】

【沖縄らしいSDGsの優先課題：P2-⑥】

現状・課題

- 県管理の橋梁は672橋あり、そのうち早期に対策を講ずるべき「健全度Ⅲ判定」の橋梁が94橋(令和元年度末時点)であり、損傷が大きく、優先度の高い橋梁から随時修繕している状況にある。
- 離島架橋は海上に位置し、特に厳しい塩害環境下にあることから、老朽化の進行が著しい。また、現行の耐震基準となっているH8道路橋示方書が策定される以前に建設された離島架橋については、耐震化が必要なものもある。
- 県内には、通行無料区間で日本最長の伊良部大橋(L=3,540m)をはじめ21橋の離島架橋があり、そのうち13橋が200m以上の長大橋となっている。加えて、離島架橋は海上に位置していることから、修繕・耐震補強に要する費用が通常の橋梁よりも大きいため、県全体の橋梁補修、耐震補強の予算を圧迫している。このため、離島架橋の修繕・補強対策に十分な予算を措置できておらず、整備の進捗状況は芳しくない。

必要性

- 離島架橋は代替路がなく、橋梁が通行ができない場合、島が孤立してしまうため、早期の老朽化対策・耐震化が必要とされている。他方、県管理の橋梁全体でみた場合、早期に措置を講ずるべき「健全度Ⅲ判定の橋梁」を優先的に修繕するため、離島架橋の対策は不十分となっている。
- このため、沖縄振興公共投資交付金及び社会資本総合整備交付金とは別に、内閣府沖縄担当部局において、離島架橋に特化した国の財政支援を創設し、対策を行う必要がある。

担当部課 土木建築部 道路管理課

提言する制度名 市町村道の舗装修繕の推進

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	—	—

制度概要

1. 市町村道の舗装修繕を国の財政支援の対象に追加する。【新規】

【沖縄らしいSDGsの優先課題:—】

現状・課題

- 各市町村は16,607路線、約6,540kmの道路を管理しており、平成30年度現在の舗装率は84.9%である。県道は沖縄公共投資交付金により、適切に修繕を行っているが、市町村道の舗装修繕は主に市町村の単独事業でまかなっており、財政力の弱い県内市町村にとって、大きな負担となっている。
- また、本県では陸上交通のほとんどを道路に依存しており、市町村道は日常生活に密着した重要な社会インフラである。市町村道は、県民や来訪者の移動円滑化、生活の質向上、公共交通機関、物流の点でも重要な役割を担っており、高齢者や交通弱者の安全・安心のためにも、道路舗装の適切な維持管理は重要であり、市町村の限られた財源で適切な環境を維持することが課題となっている。

【現行制度の概要】

《交付対象事業》

道路(一般国道又は都道府県道に限る。)の修繕に関する事業

必要性

- 鉄軌道がない本県では、陸上交通は道路のみであり、中でも市町村道は日常生活に密接な道路である。本県ではレンタカーによる観光も人気があり、来訪者(観光客)の陸上交通の観点からも、道路は重要な社会インフラとなっている。その舗装修繕は自治体単独費でまかなわれていることが多く、自治体の予算を圧迫し、また、道路の管理に支障をきたしていることから、市町村道の舗装修繕を沖縄公共投資交付金の対象に追加し、道路利用者へ安全・快適な道路を提供する必要がある。

担当部課 土木建築部 道路管理課

提言する制度名 河川構造物の老朽化対策

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	—	—

制度概要

1. 堰堤改良事業の国の財政支援の対象を拡充する(現行の改良総事業費4億円以上の制限を緩和する。)。【拡充】

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P2-⑥、P3-⑦】

現状・課題

- 県管理のダムは6ダムあり、復帰後から平成初期にかけて集中的に整備されてきた。今後、機能維持のための設備更新や老朽化に伴う大規模な修繕のための財源の確保が課題となっている。
- 堰堤改良事業の交付対象事業の要件は、総事業費4億円以上のダムとなっている。6つの県管理ダムのうち、総事業費4億円以上のダムは3ダムで、残りのダムは交付対象外となっている。
- 長寿命化計画では、今後の10年間で、国の財政支援の対象外となっているダムの維持修繕に要する費用は約11億円となっている。

参考① 堰堤改良事業

ダムの効用の継続的な発現のため、ダム本体、放流設備、貯水池等の大規模な改良を行うことで、ダム機能の回復又は向上を図る事業

参考② 交付対象事業の要件

- ・ 総事業費が4億円以上のもの。
- ・ 原則として、長寿命化計画が策定され適正に維持管理されているもの。ただし、設備の新設及び地山安定工事については、長寿命化計画の策定を条件としない。また、平成29年度までに着手される事業については、長寿命化計画の策定を条件としない。

必要性

- 復帰後から平成初期にかけて集中的に整備されてきた6つの県管理ダムについて、今後、機能維持のための設備更新や老朽化に伴う大規模な修繕が予想され、多額の財源を要することが見込まれることから、現在、国の財政支援の対象外となっている3つの県管理ダムも含め計画的に設備更新・老朽化対策を実施し、治水や安定的な水資源の確保が図っていくには、国の財政支援の拡充が必要である。

担当部課 土木建築部 河川課

提言する制度名 港湾施設の延命化の推進

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	—	—

制度概要

1. 港湾施設の延命化に係る国の財政支援を拡充する(国庫補助率を1/3から9/10へ引き上げる。)。【拡充】
2. 港湾施設の整備に係る既存の国の財政支援の対象事業の範囲を見直す。【拡充】
 - ※ 補助対象要件(事業規模)を9千万円以上へ引き下げ(現行:2億円以上)
 - 【沖縄らしいSDGsの優先課題:P2-④、P2-⑤、P2-⑥】

現状・課題

- 沖縄県は、広大な海域に点在する島々からなる島しょ県であり、多くの有人離島と港湾を有している。これらの離島地域への人流・物流を支える基礎的インフラとして、港湾は重要な役割を担っているが、高温多湿な亜熱帯海洋性気候であり、台風の常襲、冬期季節風から供給される飛来塩分による塩害等、非常に厳しい劣化環境であることから、構造物の劣化が著しい状況となっている。
- 復帰前の沖縄の港湾は、当時の利用形態に即した整備となっていたため、復帰後は高率補助制度を活用し船舶大型化への対応等、港湾整備を推進し、離島住民の移動手段の確保を図ってきた。しかしながら、復帰直後に整備した港湾施設は老朽化が進んでおり、今後は適切な管理と更新に要する費用が増大する見込みとなっている。
- 定期航路等の安定的な運航を支えるためには、老朽化が進行する港湾施設に対する計画的な長寿命化対策の推進が喫緊の課題となっている。
- その一方で、観光立県である本県は、観光客の受け入れ体制の強化を図るため、観光客が安全に利用できる港湾の整備を推進していく必要があるが、補助対象となる事業規模の要件が県の場合は2億円以上となっており、それ以下の規模の事業については県が全額事業費を負担することとなる。このため、多くの港湾を抱え財政力の弱い本県においては、県負担のみでの対応は困難な状況にある。

必要性

- 住民生活を支えるとともに、港湾を利用する観光客の増加が見込まれることから、港湾施設の安全性の確保が今後求められる。このため、港湾施設の機能維持のための延命化に資する事業も高率補助対象とする必要がある。

担当部課 土木建築部 港湾課

老朽化・長寿命化対策



提言する制度名 離島空港整備制度

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	○	—	—

制度概要

- ターミナルビルなどの空港建築施設において、施設拡張などの機能向上や耐震・老朽化対策に係る国の財政支援(国庫補助率9/10)を創設する。【新規】
 - 空港整備事業補助制度(土木)において、事業採択となる事業費の下限額を250万円まで引き下げる。【拡充】
- 【沖縄らしいSDGsの優先課題:P1-②】

現状・課題

- 沖縄県は、東西約1,000km、南北約400kmの広大な海域に点在する島々からなる地理的特殊性を有しており、全国で最も多い12の空港(2番目に多い鹿児島県で7空港)を管理している。
- 離島地域の人流と物流を支える基礎的な社会基盤として重要な役割を担っているが、亜熱帯海洋性気候による高温多湿な環境や、台風の常襲地にあること、潮風など塩害環境の厳しい場所に空港建築施設があるため、一般的な耐用年数と比べて劣化の進行が早い状況である。
- 震災が発生した場合、劣化が原因でターミナルビルなどの空港建築施設が損傷により、空港の利用が制限され、災害復旧活動はおろか旅客に多大な影響を及ぼすことが懸念される。

県管理空港の旅客数推移

年度	旅客数 (万人)
H24	336.9
H25	383.1
H26	407.9
H27	407.8
H28	445.8
H29	467.9

出典: 沖縄県土木建築部「土木建築部のあらし」

必要性

- 沖縄県は、全国で最も多い12の県管理空港を有し、それぞれの島の住民の生活を支えているものの、多額の維持管理費を要しており、空港建設施設の適宜更新を図り、快適でより安全・安心な航空機の運航の確保を図るため、国の財政支援の拡充が必要がある。

担当部課 土木建築部 空港課

提言する制度名 公立学校施設の延命化

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	—	—

制度概要

1. 老朽化対策のため実施する学校施設の大規模改造、予防的改修などに係る国の財政支援を拡充する(国庫補助率を1/3から3/4へ引き上げる。)。【拡充】
2. 老朽化した学校給食施設の改築等に係る国の財政支援を拡充する(国庫補助率を1/3から3/4へ引き上げる。)。【拡充】

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P1-③】

現状・課題

- 復帰後、沖縄の学習環境を改善するため公立学校の整備が促進されたものの、旧耐震基準の建物や、コンクリート中の塩分総量規制前の建物となっていた。このため、これまでの老朽化対策は、主に改築によって実施している状況にある。
- 公立学校等については延命化の取組を実施していくこととなるが、周囲を海に囲まれていることや台風が常襲することで、塩害や暴風等厳しい環境下にあることもあり、学校施設の劣化の進行が早く、維持管理に要する費用負担が大きくなっている。また、島しょ県であることで、整備に要する資材調達や人員の確保の面で大きな負担が生じている。
- これらのこともあり、本県の公立学校の老朽化対策の実施状況は全国と比べ著しく低い状況にあり、今後、児童生徒の学習環境の確保に支障をきたすおそれがある。
- 加えて、これまでに整備した学校給食施設の老朽化が進み、更新時期を迎える市町村からは、施設の更新についても高率補助制度の対象とすることを要望する声が上がっている。

必要性

- 今後、公立学校施設については老朽化や耐久性の低下を予防するための取組が中心となってくるが、その対応には膨大な維持・更新費用が必要となる。
- 維持更新費の平準化に向けた取組を進め、児童生徒の学習環境の確保を図るため、現行の高率補助制度では対象外となっている老朽化対策を、同制度の対象へと追加していく必要がある。

担当部課 教育庁 施設課

戦後処理問題の解決



提言する制度名 国による不発弾等対策の実施

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	—	事業主体を県から国へ変更

制度概要

1. 海域を含めた県内の不発弾処理の充実強化及び早期処理を図るため、現在、県及び市町村が担っている業務を国が実施主体となって不発弾等処理事業を展開する。【新規】
2. 沖縄県の公共工事及び民間工事における不発弾処理探査費用に対する国の財政支援を拡充する(国庫補助率を10/10へ引き上げる。)。【拡充】
3. 不発弾一時保管庫の管理運営を国自らが行う。【新規】

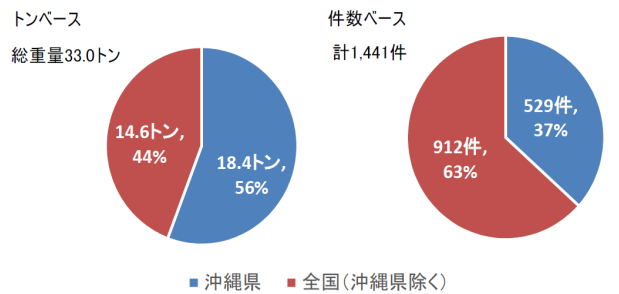
【沖縄らしいSDGsの優先課題:—】

現状・課題

- 先の大戦で大きな惨禍を被った本県においては、戦後75年が経過した今もなお、大量に残された不発弾の処理問題を抱えている。
- 本県の不発弾処理量は過去10年の平均で約30トンもあり、令和元年度実績で見ると全国の約56%を占めており、今なお処理されていない不発弾が約1,921トン残されていると推定される。
- 不発弾の処理は、県民の生命・財産を守り、また、本県の振興を図る上で早急に対応する必要があるが、その処理には、今後も長期間を要することが明らかとなっており、県や市町村並びに県民にとって大きな負担となっている。

全国と沖縄県における不発弾処理状況の対比

(令和元年度実績)



出典: 沖縄県知事公室調べ

必要性

- 戦後処理問題である不発弾の処理は国の責任のもと解決されるべき課題であるが、戦後75年間にわたり課題が継続しており、また、処理業務の多くを地元自治体が担っている(事務処理、警備、広報に要する人件費等)ことから、その早期処理及び地元負担軽減のため、国による積極的な対策を講じる必要がある。

担当部課 知事公室 防災危機管理課

提言する制度名

沖縄戦に起因する所有者不明土地の解消制度

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	—	・ 国の計画作成 ・ 特定不能土地についての制度創設等

制度概要

1. 所有者不明土地の着実かつ早期の解消に向けて、所有者探索から県又は市町村への帰属までを記載した事業計画を国が策定する。【新規】
2. 表題部所有者不明土地法第3条の規定に基づく所有者探索について、復帰特措法第62条の所有者不明土地の探索を専属で実施する登記官を配置する特例を創設する。【新規】
3. 表題部所有者不明土地法第3条の規定に基づく探索を行っても所有者が特定されず（所有者等特定不能土地）、かつ、売却処分されない土地の所有権を復帰特措法第62条の管理者（県又は市町村）に帰属する特例を創設する。【新規】
4. 県又は市町村が利活用する予定のない土地について、国が管理する又は国に当該土地の所有権が帰属する特例を創設する。【新規】
5. 所有者等特定不能土地の所有権を県又は市町村へ帰属させるために要する経費に係る国の財政支援を創設する（国庫補助率10/10）。【新規】
6. 市町村における所有者不明土地の管理に要する経費に係る国の財政支援を創設する（国庫補助率10/10）。【新規】
7. 真の所有者が被った土地の売却処分等に伴う損失に対する補償に要した経費に係る国の財政支援を創設する（国庫補助率10/10）。【新規】

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P4-⑧】

- 沖縄戦に起因する所有者不明土地問題の解決に向けては、国による所有者不明土地実態調査（H24～H30）、有識者検討会での解決手法の検討（H30～R2）が実施され、いわゆる表題部所有者不明土地法（令和元年法律第15号）による新たな制度の活用が有効との方向性で議論されている。
- 上記制度により沖縄戦に起因する所有者不明土地問題についても一定の解消が見込まれるが、戦後75年が経過し真の所有者が判明する可能性が極めて低いことや、防災に主眼を置いた同法の探索対象地の選定基準にあつては沖縄戦に起因する所有者不明土地についての探索の優先順位は低く、早期に全筆の探索が実施される見通しが立たないといった課題がある。
- また、利害関係人が存在しない土地等は処分されず解消される見込みがないといった課題もあり、全国一律の上記法制度の適用ではなお沖縄の特殊事情により発生した所有者不明土地問題の解決は困難となっている。
- 所有者不明土地の管理面においては、土地の管理に要する経費を各市町村が一般財源で負担しなければならないが、他に優先すべき行政需要があることなどから予算措置できず管理責任を果たせていないといった課題がある。
- また、表題部所有者不明土地法により利害関係人に土地を売却処分した後に真の所有者が現れた場合など、真の所有者が土地の返還を受けられないことによる損失を被るおそれがある。

- 全国を対象とした上記法制度の適用では、沖縄の特殊事情により発生した所有者不明土地問題の解決は困難であるため抜本的解決（全筆の解消）を加速するためには、登記官探索の早期実施に向けた制度の創設や、表題部所有者不明土地法の新たな財産管理制度においては処分されない土地を県・市町村に早期に帰属させるための制度創設・財政特例が必要である。
- また、所有者不明土地を解消するまでの間における管理に要する経費に係る国の財政措置（国庫補助率10/10）や、土地の売却処分等に伴って真の所有者が被った損失の補償に要した経費に係る国の財政措置（国庫補助率10/10）が必要である。
- 沖縄戦に起因する所有者不明土地問題は、もともと県民の貴重な財産であったところ沖縄戦によって所有者不明となったものであり、その発生要因に所有者の責めに帰すべき理由はない戦後処理問題である。その解決に当たっては一部の土地の解消のみならず全ての土地が解消されるべきである。
- よって、復帰特措法附則第5項に基づき、国が主体となって、沖縄戦に起因する所有者不明土地問題の抜本的解決（全筆の解消）に向けた国による事業計画の策定や、制度創設及び財政特例を講じる必要がある。

提言する制度名 沖縄戦による遺骨収集等の国による取組強化

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	○	—	○

制度概要

- 沖縄戦による遺骨を国が収集する取組等を推進するため、(1)から(3)の特例を設ける。
【新規】
 - 戦没者遺骨収集情報センターへ沖縄戦、戦争遺跡等について専門的知見を有する職員の配置。
 - 收容した遺骨を適切に保管し、DNA鑑定が可能な遺骨を選別するための関係者の心情に配慮した仮安置室兼検体選別室の設置。
 - 第32軍司令部壕等の大規模壕に係る国の遺骨収集事業の実施の要件の緩和。
- 慰霊塔管理者等へ国が直接給付金を支給する財政措置を創設する。【新規】
- 民間で建立された慰霊塔の移設等に係る国の財政支援を拡充する(国庫補助率を1/2から10/10へ引き上げる。)。【拡充】

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P1-①、P4-⑧、P4-⑨、P5-⑩】

現状・課題

- 令和2年3月現在、未收容の遺骨は2,790柱となっているが、戦後75年が経過し関係者の高齢化等により、新たな情報の取得や収集活動を行う人員の確保が課題となっている。
- 收容した遺骨は、DNA鑑定を行うため仮安置室で保管しているが、平成25年度から焼骨を停止しているため、毎年新たに收容する遺骨により仮安置室が手狭となっている。また、DNA鑑定の対象となる遺骨の選定作業を行う専用のスペースがないため、場所の確保に苦慮している。
- 第32軍司令部壕等の大規模壕に係る遺骨収集については、遺骨の所在場所が判明していることが実施の要件となっているが、岩塊の崩落、酸素の欠乏などが発生している壕においては、詳細な調査を実施することができず、具体的に遺骨の所在場所を示すことが困難となっている。
- 県内に建立されている慰霊塔については、県が行った平成30年度管理状況等調査により、442基のうち、62基が管理者不明であることが判明するなど、関係者の高齢化等に伴い管理に関する課題が顕在化している。

- 戦没者の遺骨収集については、戦没者遺骨収集情報センターを拠点に専門的知見を有する職員を配置し、新たな手法により未収容の遺骨情報を収集するほか、収集活動の若い世代への継承を支援するなどの取組による加速化が必要である。
- 遺骨を一柱でも多く遺族へ返還するため、収容された遺骨については関係者の心情に配慮しながら適切に保管し、DNAの抽出が可能な遺骨を選別するための十分な作業スペースが必要である。
- 第32軍司令部壕等の大規模壕については、県が収集した未収容の遺骨情報等に基づき、遺骨の所在する可能性がある箇所が広範囲に及ぶ場合でも、国による遺骨収集事業の実施が必要である。
- 慰霊塔は、戦没者の子孫や地域住民等が沖縄戦で亡くなった方々を追悼する重要な役割を担っており、関係者による継続した管理が必要である。一方、管理者が不明等で管理状況が不良となっている慰霊塔について、地域住民等の意向を踏まえて移設、撤去することとなった場合は、国の支援が必要である。

担当部課

子ども生活福祉部 保護・援護課

提言する制度名 戦跡「マヤーアブ(避難壕跡)」の保存・公開に係る財政支援

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	—	—

制度概要

1. 沖縄県平和創造の森公園内にある避難壕跡「マヤーアブ」の修復整備を行い、内部公開を行うための国の財政支援を創設する。【新規】

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P1-①、P4-⑧、P4-⑨、P5-⑩】

現状・課題

- 沖縄県平和創造の森公園は、先の大戦で失われた緑を取り戻し、緑に親しみ、緑に学び、平和への思いを新たにできる場として、天皇皇后両陛下御臨席の下、平成5年に開催された「第44回全国植樹祭」の跡地を中心に整備された公園である。なお、同公園では、令和元年に、秋篠宮皇嗣同妃両殿下御臨席の下「第43回全国育樹祭」が開催された。
- 沖縄県平和創造の森公園内に、沖縄戦で避難壕として利用された「マヤーアブ」と呼ばれる鍾乳洞がある。
- マヤーアブは、これまで、主に県外の修学旅行生や県内の中高生を対象に平和学習の場として活用されていた。内部には、遺骨や遺留品が多く見つかり、現在その処理対応を検討中である。
- 平成29年度の内部調査の結果、亀裂等の危険箇所が25箇所、転石については推定重量20kg～7トンのもので82箇所確認され、壕内の大部分について陥没の危険性があることが分かったことから、現在は、安全性の確保のため、壕内部への立入を禁止しているところである。
- 戦後75年の節目を迎え、戦跡保全を通して、いかに後生に戦争の悲惨さを伝えて行くかが課題となっている。



※ マヤーアブの最奥

必要性

- 沖縄戦当時、この一帯は激戦地として知られているが、激戦の最中、壕内では住民の犠牲者は出なかったと言われており、貴重な場所として、地域住民や平和学習ボランティア団体等から内部公開を求められている。
- このような中、壕内部の劣化が激しいことから、自然壕としての景観を保存しつつ安全対策を施すためには高度な技術が必要となる見込みであり、その修復整備に向け国による財政支援が必要である。

担当部課 環境部 環境再生課

提言する制度名 沖縄の潰れ地問題の解決

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	—	—

制度概要

1. サンフランシスコ講和条約発効前から沖縄県の本土復帰日前までの間に発生した沖縄の未買収道路用地について、国の財政支援の対象を拡充する。【新規】

【沖縄らしいSDGsの優先課題：—】

現状・課題

- 沖縄の未買収道路用地(いわゆる潰れ地)は、沖縄の特殊事情として太平洋戦争中及び戦後において、日本軍、米軍又は当時の行政庁による道路新設又は改築工事の際に、土地の所有権を取得することなく道路敷地に編入された土地である。戦後の混乱した社会情勢において、筆界不明、所有者不明等の問題により、現在においても未買収のままとなっている潰れ地が数多く存在している。
- 復帰後、沖縄復帰対策要綱等に基づき、サンフランシスコ講和条約発効前(昭和16年12月8日～昭和27年4月28日)に発生した幹線市町村道の潰れ地の買収補償は、国の財政支援(国庫補助率：8/10)のもと進められてきた。また、同期間に発生した幹線市町村道以外の市町村道の潰れ地の買取補償については、一般補助施設整備等事業債(充当率10/10)の発行で対応しており、後年度に元利償還金の1/2が特別交付税で交付される仕組みのもと進められている。しかしながら、今なお、数多くの潰れ地が存在している状況にある。
- 講話条約発効後に発生した未買収道路用地についても、その原因は戦争に起因するものも多く存在しているものの、国庫補助制度の対象外となっていることから、ぜい弱な市町村財政だけで解決を図る事は困難な状況にあり、市町村から国の財政支援を求める声がある。

必要性

- 現行制度では補助の対象をサンフランシスコ講和条約発効前迄としているが、実際には講和条約発効後に発生した未買収道路用地についても、その原因は戦争に起因するものが多く存在しており、潰れ地は戦後処理問題の一つである。
- サンフランシスコ講和条約発効後に発生した潰れ地の買収補償を市町村だけで解決することは困難であることから、当該潰れ地まで国の財政支援の対象を拡大する必要がある。

担当部課 土木建築部 道路管理課



提言する制度名

島しょ型スマートモビリティ推進制度
(自動運転に対応したまちづくり)

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	○	○	○	—

制度概要

1. 国、県、市町村及び専門家などで構成する協議会において、離島や観光拠点など地域を選定し、自動運転に関する実証実験を行う。また、大学等のデータプラットフォームと連携し、交通ビッグデータ等に基づく新しいモビリティに対応した道路空間やまちづくりのあり方を検討する。【新規】
2. 自動運転の実証実験等の実施、専用レーンの整備や光ファイバの敷設等に対する国の財政支援を創設する。【新規】
3. 民間企業の実証実験への参入や施設の整備等を促進するため、次の(1)から(3)の制度を創設する。【新規】
 - (1) 道路情報のリアルタイム・オープンデータ化のための要件緩和。
 - (2) 交通結節点等における電動キックボード等の公道走行を可能とする規制緩和。
 - (3) 自動運転を支える高速・大容量無線局の設置や、光ファイバを敷設する企業に対する投資税額控除または法人所得から一定額の控除等の税制優遇。
4. 自動運転を支援する道路等の整備推進のため、自動運転に係る離島等の市町村道の整備及び管理を県が代わりに行うことができる制度を創設する。【新規】

【沖縄らしいSDGsの優先課題：P2-⑥、P3-⑦、P4-⑧】

現状・課題

- 沖縄県は、国内外から年間1,000万人以上が訪れる観光交流拠点であるが、陸上交通のほとんどを道路に依存し、慢性的な交通渋滞が発生しており中南部都市圏の交通渋滞は全国ワーストである。
- 自動車交通においては、高齢者ドライバーの交通事故の増加、CO2排出量の増加のほか、バスやタクシーなど公共交通の運転手不足などが課題となっている。
- 本県の北部地域や離島地域は高齢化や人口規模が小さいなどの条件不利性を抱えており、財政力も弱いなど交通環境整備を行う上で課題を抱えている。
- 島しょ県である沖縄県は、他県と海を隔てていることから先進的な取組の効果検証が比較的容易である。内閣府において沖縄県での段階的な自動運転バス実証実験が平成29年から平成31年にかけて実施されており、データやノウハウ、地域との連携の実績等の蓄積がなされている。

必要性

- 現在の自動運転技術の研究においては、完全自動運転(レベル4)に移行するにはまだ時間を要するとされており、自動運転車専用道路や電磁誘導線などのインフラ側からのサポートが不可欠となっている。
- 光ファイバ網や5Gなどの高速・無線局等は、自動運転のほか、ICTを活用した遠隔医療、遠隔教育、防災情報の収集・発信などスマートシティの要素となる各取組を推進する上で不可欠なインフラであるが、整備には時間とコストが必要なため、早期の取組開始と計画的な整備が必要である。
- 交通弱者の移動手段の確保、交通事故や環境負荷の低減、渋滞緩和、運転手不足など沖縄が抱える諸課題への対応やアフターコロナ社会における新しいライフスタイルに対応するため、離島や観光拠点のほか、今後、返還が予定される駐留軍用地の広大な跡地を対象エリアとして、先行的に新しいモビリティに対応した道路空間やまちづくりのあり方を検討する必要がある。

担当部課

土木建築部 土木総務課、道路街路課、道路管理課



提言する制度名 沖縄の道路交通緩和に資するプラットフォーム整備事業

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	—	—

制度概要

1. 渋滞緩和策を検討するための国の財政支援(国庫補助率9/10)を創設する。【新規】
 - (1) 先端技術を活用して、交通に関するビッグデータを収集する。
 - (2) 収集したビッグデータを元に渋滞の種類を調査、分析する。
 - (3) 分析した渋滞の種類からAIで渋滞を予測する。
 - (4) 予測を元にした対策の検討を行う。
 - (5) TDM(交通需要マネジメント)やロードプライシング(道路課金)の実証実験を行う。

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P2-④、P2-⑤、P2-⑥】

現状・課題

- 沖縄県は全国で唯一鉄道を有していないことから、陸上交通のほとんどを道路に依存しているため、慢性的な交通渋滞が発生しており、中南部都市圏の交通渋滞は全国ワーストである。
- 沖縄県の交通渋滞による経済損失の推計については、損失額は年間約1,800億円、損失時間は一人当たり年間約47時間となっており、経済に与える影響は大きい。
- そのため、様々な渋滞対策を実施しているが、人口や交通量の増加に対して対策が追いついておらず、依然として各地で渋滞が慢性的に発生している。
- また、バイパスの開通や商業施設の開業等により、常に交通流に変化が生じ、新たな渋滞箇所が発生しており、個別の渋滞対策では限定的な効果しか発揮出来ていない。

必要性

- 渋滞に起因する経済損失の減少、渋滞緩和による地球温暖化ガスの排出量削減を図るため、広範囲に効果的な渋滞対策を実施するにあたり、交通流を正確に把握する必要がある。
- 道路事業の現行の補助制度では、本事業のような詳細設計前に実施する検討に補助金を充当することは認められていないことから、限られた県費で行わざるを得ず、そのために渋滞対策の検討に時間を要することから、渋滞対策を加速させるため、本事業を基幹事業に位置付ける必要がある。

担当部課 土木建築部 道路街路課

陸上交通体系の確保



提言する制度名 路線バス及び離島航路・航空路の安定的な運営推進制度

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	○	—	—

制度概要

1. ウイズ・コロナに対応するため、路線バスの運行及び離島航路・航空路の運航に係る国の財政支援を創設する。【新規】
 - (1) 路線バスの運行に係る国庫補助制度について、補助対象限度額を撤廃するとともに、補助基準(複数市町村にまたがるもの)の適用を沖縄離島地域において緩和する。
 - (2) 他県鉄道に比べ割高となっている路線バス運賃について、鉄道並みに低減するための補助又は交付金制度を創設する。
 - (3) 離島航路・航空路の運航に係る国庫補助制度について、補助対象経費を実績損失額での算定に見直す。
 - (4) 路線バス、離島航路、離島航空路運行維持経費の地方公共団体負担額の8/10について、補助又は交付金等による、特別交付税措置に代わる支援を創設する。

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P2-④、P2-⑤、P2-⑥】

現状・課題

- 沖縄は鉄道を有していない全国で唯一の地域であり、公共交通機関による陸上移動手段は路線バスに頼らざるを得ない。また、沖縄県内の離島を結ぶ交通機関は、船または飛行機に頼らざるを得ず、人的移動の大きな障害となっている。
- 路線バス及び離島航路・航空路の維持確保を図るため、欠損額については、国・県・市町村が負担し支援しているが、補助に係る県及び市町村の財政負担は大きいものとなっている。
- 島しょ県である沖縄県は、国庫補助要件である「複数市町村にまたがる」という要件を満たせないため同補助金を活用出来ない離島バス系統が複数あり、支援を行う県及び市町村の負担が大きい。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、公共交通機関の利用客が急激に減少しており、業績悪化が続いている。

必要性

- 公共交通機関の代替手段がない本県においては、地元住民の日常生活・社会活動に不可欠な路線であり、生活の足を維持するためにも、特例措置の創設が必要である。

担当部課 企画部 交通政策課

提言する制度名 シームレスな乗り継ぎ環境構築制度

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	○	—	—	—

制度概要

- 公共交通の乗り継ぎ環境を整えるための(1) から(4)の取組に対して国の財政支援及び規制を緩和する。【新規】
 - 乗り継ぎ料金の低減や複数事業者の共同運行化等。
 - コミュニティバス・オンデマンドバスも含めた交通結節点の強化のための、バス停の上屋やデジタルサイネージ(電子案内板)等の設置。
 - ノンステップバスの導入。
 - バス停から自宅までのラストワンマイルの移動手段の充実のための、ユニバーサルデザインタクシー及び新モビリティサービスの導入促進。

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P2-④、P2-⑥】

現状・課題

- 鉄道のない唯一の県である沖縄県は、那覇を中心とした本島内を網羅するようなバス交通網が形成されてきたが、県民の自動車保有台数の増加に伴い、慢性化した交通渋滞や公共交通の衰退が続いてきた。
- バスレーンの延長やノンステップバス導入等の利用環境改善施策等により、定時速達性や分かりやすさ等は以前と比べると格段に向上してきたが、南部・北部・東海岸・離島では古く通路の狭い旧型の2ステップバスが未だに運行し、障害者・高齢者の自立した行動を制限し、公共交通利用を阻害する要因となっている。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、公共交通機関の利用客が急激に減少しており、自社が運行する貸切バスの収益を路線の維持に充てることも困難となる中、路線の存続自体が危ぶまれている。

必要性

- 公共交通機関の代替手段がない本県においては、県民・来訪者の移動円滑化、生活の質的向上や、自家用車利用から公共交通利用への大規模な転換、長寿社会の到来や障害者の自立などに伴う交通弱者の社会参加に必要な移動手段の確保のためにも、特例措置の創設が必要である。

担当部課 企画部 交通政策課

陸上交通体系の確保



提言する制度名 沖縄鉄軌道の整備

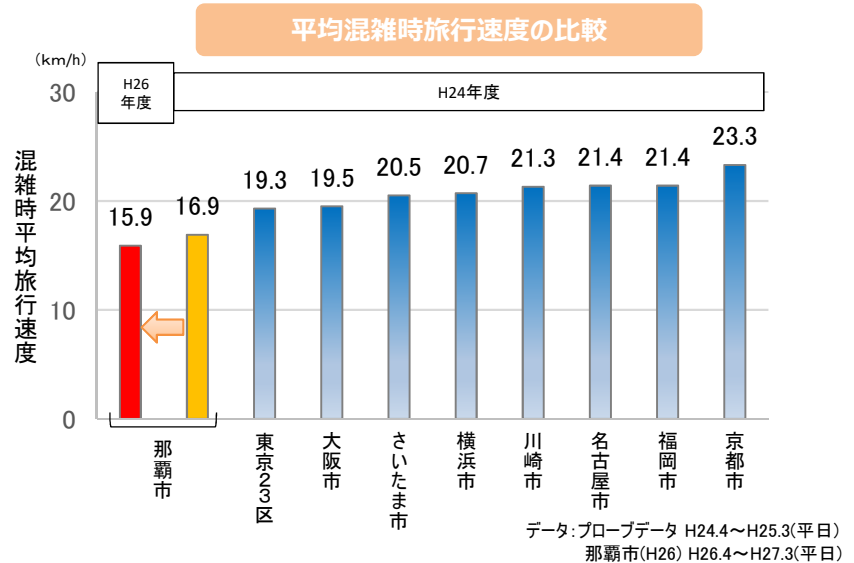
財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
—	—	—	—	全幹法を参考とした法制度の制定

制度概要

- 導入後に持続的な鉄軌道の運営が可能となるよう、鉄軌道導入に係る特例制度を創設する。【新規】
 - 全国新幹線鉄道整備法を参考とした、公共が駅やレール等のインフラ部分を整備・保有し、運行会社は車両を保有し運行を行う「公設民営型上下分離方式」を適用する。
【沖縄らしいSDGsの優先課題:P2-④、P2-⑥】

現状・課題

■ 戦後、本土では戦禍を被った鉄道の復旧が行われ、さらに現在、全国新幹線鉄道整備法に基づき国主体で新幹線整備が進められている。一方、米軍統治下にあった沖縄では、沖縄戦により壊滅した県営鉄道の復旧は行われず、全国で唯一鉄道を有していない県となっている。



出典: 平成28年度第2回沖縄地方渋滞対策推進協議会記者発表資料

- 広大な米軍基地の存在、基地周辺での無秩序な市街地の形成、広域道路網の整備の遅れ及び急激な自動車交通の増大などの歴史的・社会的事情は、慢性的な交通渋滞、公共交通の衰退、環境負荷の増大など様々な問題を生じさせており、交通渋滞による経済損失額は、年間約1,800億円、損失時間は一人あたり年間約47時間と推計される。
- 戦後まもなく鉄道の復興が行われた他県の鉄道に比べ、沖縄の鉄軌道は、中南部地域を中心に過密な市街地が形成された中への導入となるため、多額の整備費用を要することが予想されており、鉄軌道の運営会社の過重な負担となり、持続的な維持・管理に支障をきたす。

- 都市部における交通渋滞や地方部における交通手段の維持・確保等の課題に対応するためには、公共交通や多様なモビリティを利用するライフスタイルへの転換を促し、過度な自動車利用を減らす必要がある。
- このためには、県民や観光客の移動利便性の向上を図り、歩いて楽しむ賑わいのある街を形成することが重要であり、南北を高速で結ぶ鉄軌道を整備し、これとバスやモノレール等の公共交通をはじめ、無人タクシーや自動運転カーシェアリング、自動運転バス、レンタサイクル等をMaaS(モビリティ・アズ・ア・サービス)でシームレスにつなぎ、各圏域に合った沖縄型スマートシティを形成していく必要がある。
- 過密な市街地が形成された中へ鉄軌道を導入し、持続的な運営を可能とするためには、公設民営型上下分離方式の特例制度の創設が不可欠である。